

第百五十三回
会
参議院国土交通委員会会議録第七号

平成十三年十二月四日(火曜日)
午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

北澤 俊美君

鈴木 政二君

山下 善彦君

脇 雅史君

藤井 俊男君

弘友 和夫君

委員

荒井 正吾君

泉 信也君

北岡 秀二君

野上浩太郎君

野沢 太三君

松谷蒼一郎君

森下 博之君

吉田 博美君

池口 修次君

佐藤 雄平君

谷林 正昭君

薬科 満治君

続 訓弘君

大沢 辰美君

富樫 練三君

淵上 貞雄君

大江 康弘君

田名部匡省君

衆議院議員

国土交通委員長

国土交通委員長

代理

国土交通委員長

原田 義昭君

第十部 国土交通委員会会議録第七号 平成十三年十二月四日【参議院】

国務大臣

国務大臣
(経済財政政策
担当大臣)

竹中 平蔵君

事務局側

常任委員会専門
員

杉谷 洸大君

政府参考人

内閣府政策統括
官

坂 篤郎君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の
促進に関する法律の一部を改正する法律案(衆
議院提出)

○委員長(北澤俊美君) ただいまから国土交通委
員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮
りをいたします。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の
促進に関する法律の一部を改正する法律案の審査
のため、本日の委員会に内閣府政策統括官坂篤郎
君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴
取することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北澤俊美君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(北澤俊美君) 民間資金等の活用による
公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を
改正する法律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますの
で、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○富樫練三君 日本共産党の富樫でございます。
いわゆるPFI法の改正案について、幾つか提
案者として政府に伺いたいと思います。

実は、十一月の二十七日に衆議院の国土交通委
員会で我が党の瀬古議員が質問しましたけれど
も、この質問の中身というのは、受け手、いわゆ
る受注者は大手が中心ではないかと、こういう質
問に対して政府の答弁はこういうふうに出てい
るんです。必ずしも大手事業者に限られている
わけではないと、受注者が。今後、PFI事業が
広い分野で導入が進めば中小企業者を含む事業者
の参加機会がふえてくるというふうに考えている
と、こう答弁をいたしております。

本日にそうなのかというところがきょうの質問
の第一の趣旨であります。
皆さんのお手元に資料を配っておりますけれど
も、資料の一というところをごらんいただきたい
と思います。これは平成十三年の十月十八日現在
で全国で既に契約済みのPFIの一覧表、これを
配らせていただきました。

この「受注者」の欄を見ていただきたいわけで
ありますけれども、この中には十の企業あるいは
グループがあります。その中のどこを見てもグ
ループの中心あるいは企業そのものが中小企業だ
と思われ残念ながら入っております。

六つについてはグループになっております。その
グループには構成員というのがあります。政府の
衆議院での答弁はその中に中小企業が入ってい
るんだと、こういう答弁だろうというふうに思いま
す。

一番右端の欄は、これは政府の調査ではなくて
私が調査したところです。これは業種や資本金や
従業員の数です。これを見ても、中小企業と思わ
れるものは、業種によつて中小企業の基準が多少
違いますけれども、本日に少ないというのが実態

であります。

そこで、政府に伺いますけれども、今後PFI
事業が進めば中小企業者の参加がふえるというふ
うに言いますが、そういう裏づけはあるのかどう
か、ここをまずひとつお答えいただきたいと思
います。

○政府参考人(坂篤郎君) 衆議院で御答弁申し上げ
たのと基本的には同じでございますが、繰り返
しになりますが、先生も今御指摘になりましたよ
うに、今でも若干の中小企業がいろいろな役割で
参加をしておられるというふうには認識しており
ますし、PFI事業というののもさまざまなものがこ
れから、まだ今のところは三十五事業ぐらいでござ
いまして、いろんなものがいつまでもまだ限定
されていると思いますが、これからいろいろな、
例えば種類にいたしまして、あるいは規模にいた
しまして、あるいはどのようなサービスを求
めるかといったことになっていまして、いろいろ
な態様のものがこれから出てくるというふうには
私も期待いたしております。そういう発展の中
でさまざまな規模の事業者の方々、あるいはどう
いうサービスを得ようとしておられるかといった事
業者の方々がいかなる形で参加をされてくるの
ではないかというふうには私も期待をいたしてお
るということです。

○富樫練三君 再び資料一をごらんいただきたい
わけですが、特に「受注者」の欄、左から
二つ目の欄ですけれども、ここを見ていただきた
いと思います。

例えば、神奈川県衛生研究所、これは三菱商
事グループです。調布市の小学校の建設は三井物
産グループ。千葉市の消費生活センターと計量検
査所、これは前田建設工業のグループ。神奈川県
の美術館は伊藤忠商事グループです。島根県の八
雲村の学校給食センターは大成建設グループが受

注しています。これらの事業というのはそれほど大規模な事業ではないんです。ですから、通常でいけばこれらは地元の中小企業や建設業者が十分仕事ができる、こういう仕事であります。

その次に、資料の二と三を見ていただきたいんですけれども、資料二の方は神奈川県立近代美術館です。入札に参加をしたグループがここに書いてあります。「事業者(グループ)名」というところ。そのグループの代表者が次の欄に書いてあります。一番は大林組、二番は三井不動産、三番はオリックス、四番は西松建設、五番が伊藤忠商事、六番が丸紅、七番が竹中工務店、八番が前田建設工業、こういうふうになっております。

さらに、資料三番は調布市立調布小学校の受注に参加をしようということで表明した業者名であります。これは十二社ありますけれども、左から三つ目のところに「代表企業名」というのがあります。新日本製鐵、伊藤忠、三菱商事、フジタ、清水建設、三菱重工、三井物産、大林組、大日本土木、戸田建設、丸紅、竹中工務店、こういうふうになっているわけなんです。

すなわち、小学校を建設するにも美術館を建設するにも、こういういわゆる大手が受注として参加をする、その中から落札をするというか選ばれる、こういうことになっているわけです。すなわち、これでは中小企業は一社も中心としては参加はできない、こういうことになります。最初から入札の参加の資格さえ奪われている、こういう状況がもう一目瞭然だというふうに言えると思います。これがこのPFI方式の特徴だというふうに言えると思うんですけれども、法案の提案者はこの点についてはどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(赤松正雄君) 先ほど来御指摘が委員からありますけれども、中小企業が排除されるんじゃないのか、今資料一と二をお示しになりました。確かに受注者は大手企業が中心を占めております。現時点においてそれは事実でありますけれども、それを受ける構成員の中には大手ではない

中小の企業も入っております。そういった、現時点では確かに大手の受注者が目立ちますけれども、構成員には中小企業も入っているという事実があるかと思えます。

いずれにしても、事業者の選定につきましては公平性、透明性を確保しております。中小企業者であってもPFI事業を実施するにふさわしい事業者であれば選定事業者として事業実施が十分可能でありますので、何も最初から中小企業を排除している、そういうふうなことではないと、そんなふうに考えております。

○富樫三郎 補足の御意見ありのようですけれども、この後も時間があればぜひお願いをしたいと思っております。

今、グループの中心は企業なんだけれども、構成員の中には中小企業が入っているんだと、こういうお話でした。これは政府の方の答弁と恐らく同じ意味だろうというふうに思いますけれども、資料一を見ていただくと、私、本当にそうなのかというのを調べてみたんです。そうしましたら、資料一の一の右の欄です。

例えば、神奈川県衛生研究所、これはダイヤモンドリースという株式会社が構成員として入っておりますけれども、資本金が百六十四億です。それから、その下の共立管財というところは資本金が四十五億です。それから、その下の調布市の小学校の場合は、設備保守管理をやるハリマビシステムというところは資本金六億五千万、従業員千四百人です。これはつくったプールの管理でフィットネスクラブやなんかを、小学生が使っていないときにその小学校のプールを使ってフィットネスクラブをやるんですね。営利事業をやるわけなんです、小学校を使つて。これを中心的に進めるのがセントラルスポーツという株式会社で、これは資本金が十八億円で従業員七百九十五人、こういうことなんです。

これずつと調べますと、本当に、ああ、地元の中小企業者だと思われるのは非常に数が少ない。一番下の松江土建さんというところは資本金

が三億で従業員百六十二名ですから、建設業としては中小というか、地元の中心的な企業の方だというふうに思いますけれども、ですから、構成員に多少中小企業が入っているからといって、これは中小企業にとつて大きくプラスになるような方式なのかという点、私は必ずしもそういうふうに言えないというふうに思います。

問題は、なぜそういうふうにならざるを得ないのか。これはPFIのやり方、方式に問題があるんです。

例えば、ここにあります調布市の小学校の場合、これは校舎と体育館とプール、これら全体を建設する。あわせて、その校舎全体をその後十五年間にわたつて維持、管理、運営、これもその事業者が行うと、こういうふうになるんですね。通常、文部省の基準からいえば、校舎、体育館、プールなどをつくつて、その合計の金額というのは総額でおおよそ調布市の場合でいうと二十五億円前後。ところが、プールは地下につくつて室内の温水プールにしないとフィットネスクラブという営利事業には向かないわけですね、年がら年じゅう使えるようにしないと。したがって、そういうプールをつくるから費用が膨大になる、総額で四十三億円ぐらいかかる、こういうふうになるんです。

しかも、その費用というのは、その中で文部省から出る補助金というのはごく限られていて約五億円なんです。それ以外の初期の投資額、費用というのは、これは全部民間の業者が持たなくちゃいけない、銀行から借りてきて、こういうことになるわけですね。だから地方自治体は出さなくてもいいですよ、こういうふうになるわけですね。ここは地方自治体にとつてはうまみになっているんだけれども、総額としては事業の予算は大きく膨らませないと、実は事業者にとつて、民間の方にとつてはうまみがない、こういうことになるんですね。

そういう膨大な資金を銀行から借り入れることができる、財政力のある、資金力のあるそういう

大手でなければできないのと、十五年間にわたつてその管理をやる、これに責任を負わなくちゃいけないということになると、中小企業ではなかなかこれは手が出ない、こういう事態になっているんだと思うんです。ですから、結果として、小学校の建設であるにもかかわらず三井物産が受注をする、こういうことになっていると思うんです。

初期投資が少ないからといってPFI方式でやった場合に、実は総額としては非常にお金がかかる、こういうことになってしまふという特徴もあると思うんですけれども、こういう点について提案者はどのようにお考えでしょうか。

○衆議院議員(木村義雄君) 今の点でございますけれども、仕組み方はやはりそれぞれ発注者側のいろんな意向はそれはある程度あると思うんです。先生の御指摘の一番の問題点は、中小企業者がどのようにしたら参入可能かということになってくると私は思うんです。そのときに、私はまだまだこのPFIの手法というものが中小企業者の方々に十分理解されていないと。やはり大企業の方はこのPFI事業に法案作成以前から相当な勉強をし、取り組んでまいりましたところがあるんです。そして、契約なんかをこらんだだけでもわかりますように、非常に膨大な契約、リスク分担等がございますから、相当膨大な契約になるわけでございます。その契約のノウハウ自体もまだ中小企業者が十分に理解をされていない点、中小企業者がなかなか入りにくい点というのはあるんじゃないか。

事業の規模もあります。先生がおっしゃられたように事業の規模もありませんが、その事業の規模もさることながら、その契約、PFIの手法についてまだまだ中小企業の方々は十分御理解をされていない。そこが私どもがこれからこのPFI事業を進めていく上での一番の課題ではないかというところを思っておりますので、先生の御指摘を受けて、これからそれぞれの場で中小企業者がより一層参入しやすいようなPFIをどのようにした

らいいかというのはしっかり取り組んでまいりたい、このように思っております。

○富樫三君 今の答弁ですと、大企業の方は以前からずっと取り組んできてノウハウをしっかりと勉強してPFIに対応できるようになっているところ、ところが、中小企業の方は、残念ながら、一言で言えば理解が足りない、ノウハウもない、したがって努力が足りない、こういうことを言わんとしているのかなというふうに思いますけれども、私はそうじゃないと思うんですね。中小企業は努力していないから入れないというのではなくて、それだけ長期間にわたって大きな資金力を安定して確保できるような状況には残念ながら客観的に中小企業は置かれていない。これは大企業しかやったりできないような仕組み、そこにこのPFI方式の重要な問題点があるというふうに思います。

そこで、これと関連して、例えば受注者、資料の一でいいますと、受注者のグループ、ここがもしも破綻をしたらあるいは責任を負えないという方向になった場合には一体どういことになるのかと。ここはもうPFI問題、当初からずっと問題になってきたところなんです。これが二つ目のきょうのテーマであります。

例えば、神奈川県立美術館、この資料一の中にもありますけれども、これはいわゆるBOT方式、すなわち事業期間であります三十年間、これは美術館、これについては事業者である伊藤忠商事を代表企業とする伊藤忠グループ、ここに、土地ではなくて上物、建てた建物の所有権がこの企業の側にあるんですね。事業者の方に所有権があると。ここは、このグループというのは新しい会社をつくりまして、株式会社モマ神奈川パートナーズという名前の会社をつくらそうであります。この会社は、事業を進めるに当たってその資金を第一勧銀と日本政策投資銀行から融資を受けると。その際に、担保として、この会社が所有権を持っている県の近代美術館の建物、ここに抵当権を設定するんですね。それで、また三十年間、

間、県に対して、その美術館の維持管理を企業がやりますから、維持管理費は県から受け取ると、こうなりますね。ここに債権が生じますね。権利が生じます。その権利を質権として融資を受ける銀行の方に設定すると、こういう仕組みになっているわけですね。

そこで、このモマ神奈川パートナーズという事業者、この事業主体でありますけれども、これをすなわちSPCというふうと呼んでいるわけですが、けれども、この経営が困難になったり破綻した場合にどうなるのか。その担保権の実行について神奈川県当局は、金融機関が担保権を実行するかしないか、これに対して物を言う権利が保障されているのかどうか。ここは政府の参考人の方がよく仕組みは御存じだろうと思いますので、そういう金融機関に対して担保権実行について意見を県当局は言えるかどうか、ここはどういう契約になっているか。

○政府参考人(坂篤郎君) 先生御指摘のように、民間事業者がみずから資金調達を行ってPFI事業を実施するBOTの場合なんか、施設の所有者は民間事業者でございますから、融資を行った金融機関がそこに抵当権を設定するということは法律上可能でございます。

また、通常、公共施設等の管理者は、そういう場合にはPFI事業者へ融資している金融機関と、ダイレクトアグリメントというふう呼んでおりますが、つまり地方公共団体と金融機関が直接に契約を結びまして、例えば抵当権の設定の取り扱いでございますとか、あるいはPFI事業者が何らかの事情で事業をうまく継続できなかったというような場合に、じゃ、かわりをどうしようかとか、そういうことについて契約をあらかじめ取り交わしておく、あるいはいろいろなリスク分担やなんかについて契約をしておくということとは、普通そういうふうにとやるということになっております。

この具体的な詳細は私も存じておりませんが、私どもの伺っているところでは、神奈川県立

の近代美術館事業につきましても、今後、神奈川県と融資金融機関との間で、抵当権の設定の取り扱いについて、そういうたものを含む直接契約が締結される予定というふうにと伺っております。

○富樫三君 神奈川県当局と融資をしている金融機関との間で直接の協定を結ぶ、これから、こういうことよろですね。ということは、それは当然のことながら、担保権を実行することについての、例えばそれを抑制するであるとか、そういうことの協定になってくるだろうと、当然そういうふうにも思われます。

ということは、神奈川県当局が担保権の実行を認めれば、第一勧銀や政策投資銀行は担保権と質権を実行することもあり得ると、こういうことになります。認めればですね、県当局が認めればそれを実行することができると。すなわち、美術館の所有権を第一勧銀やあるいは政策投資銀行に移転をして、抵当に入っているわけですから、それを転売するとか、銀行としては美術館を持っていなくてもしょうがないですから、お金にかななければ仕事にならないわけですから、美術館を転売すると、こういうことも理論上、法律上はあり得ると、こういうことになりますよ。

ただ、その場合に、神奈川県としては美術館を手放すわけにはいかない。当然のことだと思っております。これは県民の財産ですから、それを簡単に手放すわけにはいかない。ということになると、当然のことながら、県当局がそれを買い戻すと、こういうことになりますね。ということになれば、これは二重の負担になる。建築費を出した上で、今度はそれを買い取らなくちゃいけない、こういうことにもなりかねない。そうすれば県としては美術館を引き続き確保することは可能だと、こうなりますね。

もしも県の方が抵当権の実行を拒否をする、認めないと、こういうふうになった場合はどうなるかという、事業者が倒産した場合には建設費の九〇%を県当局が事業者に払う、または三十年間かかって分割で払う。そうすると、お金は払

う、ところがその美術館を管理をする事業者は倒産をするなり撤退をする、こうなると、管理は結局のところやっぱり県がやらなきゃいけない。だったら、県が最初からつくって、県が管理した方がいいのではないかと、これは当然言えるというふうにも思われます。

ですから、こういうやり方というのは、PFIのやり方というのは、制度そのものがこういう大きな矛盾を持っているわけですから、地方自治体や国がやる場合にはよほど慎重にやらないと解決しなからやってもいかなきゃいけないというふうに思うんですけれども、最後に提案者のこの点についてのお考えを伺って、私の質問を終わります。

○衆議院議員(赤松正雄君) 今、委員御指摘の、制度そのものが持つ矛盾についてよく理解をした上で、国や地方自治体が運営するに当たって気をつける、こういうふうな御指摘、ごもっともだと思います。

ただ、公共施設等の管理者等と融資金融機関等との間で、当該PFI事業の態様に応じまして新たなPFI事業者による事業を継承させるための仕組みを、ともかくあらかじめ協定の中でこのリスクの負担というものを決めるといことを現にしておるわけでございまして、そのことをしっかりと中心に置いて、今御指摘のような点も勘案してこれからしっかりと取り組んでまいりたい、そんなふうに考えております。

○富樫三君 終わります。

○田名部匡省君 全く内容わからぬので、きょうは内容をお聞きしたいと思っておいでいただいたんですが、ただ、一つ言えるのは、どうしてこのPFIを行おうとしたのか、その動機とか、理由は何だったんですか。

○衆議院議員(木村義雄君) そもそもこのPFIの一番の趣旨は、民間の提案でもって、民間の発想で公共事業を行うことができないだろうか。今までは公共事業というのは官が行うというのが最大の常識でありましたけれども、民間の提案に

よって公共事業を行い、民間があと維持管理をしていくということも可能ではないか。そういうところの中に民間のいろんなノウハウを用いれば、今までの公共事業よりもはるかに低い価格で、低コストで建設あるいは維持管理ができないだろうか。そこに、間に余裕のお金が生じるわけですから。そこに、それをバリュー・フォー・マネーといまして、つまり最小の費用でもって最大の効果を上げていくというのがこのPFIのそもそもの発想でございます。

○田名部匡省君 私は、どっちを向いてやろうとしているのかということがよくわからない。今も質問がありましたけれども、この資料を見ておわかりのとおり、日本というのは金融機関からすべて系列化しているんですね。ここが外国と相当違う部分だろうと思うんです。どこかの商社には、あるいは金融機関にはどこがくっついているかというののははっきりしているわけですね。ですから、そこがとると、その流れに行っちゃうという仕組みだろうと思うんです。

私は地元へ帰ってこの話すると、地元は全然わかりません、何をどうしようというのか。ただ、言えることは、今の工事でももう大手の人だとすると、大した人も来ないし何にもやっていないが、やるのは地元の業者とか、そこも系列があつて、下請の小さなところが仕事をやっているのので、何でもこんなむだをやるんですかということをよく質問されるんですよ。

結局今のことでいくと、私は、むしろ自治体のあいている土地を地元の業者、何でもいから公共に役に立つ、住宅、マンションもあるでしょうし、アパートでもいいだろうし、そんなことをもうどんどんやらせるようにしたならば、地元のものだってその程度なら何社かで組んで、じゃ、連中だつてもやろうかという気分になると思うんですが、本当にそういうきめ細かい、今の経済状況ですが、私は考えたと思うんですよ。

そんなに最初から民間がやった方がいいということ、役所がやってきたのはみんなであらめ

だったと、金がかかり過ぎてむだなことをやってきたということになるんじゃないですか。どうですか。

○衆議院議員（木村義雄君） 今の田名部先生が言われたそもそのところが今回の改正案の一つの主な重要なところでございまして、今回の改正案の中には、行政財産を含めてPFI事業用に使えようにしようということでございます。

例えば、公立病院があるとなると、そうした例え、その病院の敷地内、これは行政財産でありますけれども、その病院の敷地内に看護婦宿舎をつくると。その宿舎の上に今度はお見舞いの方々の宿泊の施設をつくらうとか、そういうことがもうできるわけでありまして、それを地元の方々の発想でもってやっていただくことが可能になるわけでございます。

ですから、普通財産、さらには行政財産の有効活用、今回は合築もできますから、PFI事業でもそもそも建てた上にまだ空間的な余裕があれば、そこへ民間の方の発想によって先生がおっしゃったような事業ができるというのが今回の趣旨の最大のポイントでございます。

○田名部匡省君 公共施設の上に民間の施設を合築というんですか、できると。その場合は、固定資産税はだれが払うんですか。

○衆議院議員(木村義雄君) 固定資産税は、これはイコールフットイングといまして、このPFの本来の趣旨は、公共事業の場合には公共事業

と同じような固定資産税にしたいと、こういうふう
に思っております。それから、民間事業の場合
には、それはちゃんと普通どおりの、規定どおり
の固定資産税を払っていただくと、こういうこと
になります。

○田名部匡省君　そうすると、公共施設と、その上に民間が入る施設ができると。下は別個で、上の方は払いなさいと、こういう意味ですか。

○衆議院議員(木村義雄君) そのとおりでございまして、PFI事業に関しては減免措置、ゼロにしたりあるいは減らすことができるわけですし、

それから上の合築事業の部分に關しましては、これは規定どおりの固定資産税を払っていただくことになります。

○田名部匡省君　何かよくわかりませんが、本當に今の景氣回復のためにやらせようというのなから、こつちは普通に払いなさいよといったら、これを本當にみんなやる氣になるかどうかですよね。土地は自治體のものでしょう。その辺のところをしっかりとやらないと、これうまくいくかどうかやってみなきゃわからぬ部分もあるわけですから。

さつき、倒産したらどうなるのかと。その上の方はじゃ買い取るんですか。

○衆議院議員(木村義雄君) これは、PFI事業というのはいくらでも税金でもって公共事業を今まで行っていたものを融資でもって行うということになります。融資でございいますから、審査が入り

ます。私はその審査というのが非常に重要な要素を占めているんじゃないかと思うわけでございまして、つまりこの事業が、先生がおっしゃったよ

うな、これこのままやっていったらいろんな経費ばかりかかっても成り行かないなという場合には、金融の方が、この事業はPFI事業に向

かないから、これは公共として全部税金でやるならば何とかやつていけるかもしれないけれども PFI 事業じゃ向かないというような判断が示さ

れる場合もあると思います。その場合にはPFI事業にならないと。その辺の判断は審査でもつてやるのがこのPFI事業の一つの大きな特色であ

ですから、前もっていろんな危険分担とかも含めてリスク分担は決めますけれども、ポイントは

私はその審査にかかって、これから事業が継続して成功するかどうか、その辺の見きわめはそこに重点が置かれるのではないかと思っております。

○田名部匡省君　今の話ですと、もう地元の中小的業者なんかはやれないですね。これは難しいですよ、そんな条件つけられて。そんなきちつと

う。いや、いつもみんなうまくいく発想でやっているんですから。それがみんな赤字になっているでしょう。

だから、これはむだだから民間にやらせようという発想ならば民間が力を出してやれる仕組みというものを考えなきゃならないですが、皆さんがやっているよりそっちがやった方がもつといいんだという発想でこれスタートするんじゃないんですか、効率的で、民間がやった方が。私はそう理解しておるんです。

もう一つ、自治体の病院というのは軒並み赤字ですよ。それはまあいろいろあります。私も何回も相談に、全部の町長来ますから。そういうのをまたこれでやろうとすると、これはもう建てられませんかと思ふ。そういう場合は、今の審査でいくと、町立病院なんていうのはこれはもう可能性ないですね。

○衆議院議員(木村義雄君) 今、自治体の病院の最大の問題点というのは人件費でございます。大体、支出の六、七割が人件費であります、公立病院の場合。民間病院の場合には大体五割以下であります。私はそこが民間病院と公立病院の最大の問題点ではないかと、このように思っております。民間病院の場合には自分で資本を投下し

そして税金も払った上で黒字を出しているんです、赤字だと融資が受けられませんから。それ

で、しかもちゃんと病院経営をやっているところがあります、ほとんどです。中にはそれは破綻したところがあるかもしれません。しかし、人件費

を五〇％以内に抑えて事業が大体進んでいるのが通常であります、これが公的病院になりますと大体六〇％から七〇％ぐらいになるわけでありま

そこで、このごろはアウトソーシングとかいってだんだんだんだん外部へ委託するような面も出

てきましたけれども、民間病院の場合と公的病院の場合の最大の違いは私はそこでございますので、つまり民間病院の発想でいけば、PFI事業

移行した方が私はうまくいくのではないかと、このように思っております。

○田名部匡省君 私、町長さん方がいろいろ相談に来まして、あなたは専門家ですからよくわかると思うんですが、町立病院の場合はお医者さんの確保ですよ。もうあっちこちの大学へ行つて頭を下げて、町長よりも高い給料を払わないと行かないなんていつてやられて、それでももうできていますから。それに今度は、ここには十人いなきゃだめだと、五人しか見つけれなくて、あと五千万とかなんとか返せと、こう言われていまして、この相談なんかもあります。私は、そのとき言ったのは、もう町立病院やめなさいと、あの病院を民間のお医者さんに貸した方がいいと、家賃取った方がいいという機械はそのまま貸せばいいと。

私はよく医師会の会合で言うんですが、私は医者にならぬでよかつた。なぜかという、やつと開業して診療所を建てて、住宅の前に。それで長生きしてくればいいという。途中で亡くなつたら、我々には、ばかでもチョンでもと言つたら失礼だけれども、息子を社長にできるんですよ。ところが、お医者さんは資格取らぬと医者になれない。そうすると、その借金は奥さんや子供に残して天国へ行つちゃうわけですから、これはもうえらいことだと思つて。そういう人たちが、むしろ町立病院みたいなものをつくつて、内科、外科、眼科を入れてやつた方が、そつちも助かるし、こつちもいいしという話をしたんですよ。これが私の考えている十何年も前のPFIだと思ふんです。

ですから、余りやらせるときにあれだこれだと縛つちゃうと進みませんから、それはもう任せるんですよ、地方に、大枠のところだけはあなた方が決めたら。それをこまいところまでほじくり返すと、地域によつてこれは違いますからね、事情が。沖縄のようにばかばか暖かいところに住んでいる人と北海道のあの吹雪の中に住んでいる人と皆違うでしょう。建物だって、それは暖房も、

こつちは冷房必要でしょうけれども、相当寒さに耐える建物でなきゃいかぬし、暖かい方へ行けばそんなことはないでしょう。だから、そういういろんなことがあるから、そこまで一々審査の基準にしているとか悪いとか言い始めたなら、これは私は進めぬと思ふ。

いづれにしても、せっかくおやりになる、国がやるより民間の方がいいんだと、むだがなくなるしということであれば、それがやりやすいようにやつてやるということが趣旨でないと、つくつたて魂が入っていないし、やるのは特定の人たちだけでやるということだけは私はもう絶対なくしてほしいと、こう思います。

○衆議院議員(原田義昭君) 私もこの提案者の代理の一人でございます。一言。

ただいま田名部先生の、大事なポイントであらうと思つております。病院の運営管理につきましては先ほど木村先生からお話があったとおりでございますけれども、PFIとの関係では、PFIというのは、現在、小泉改革の議論の中で、民間でできるものは民間でという意味で病院運営をどうするかというような議論が出てきておるわけでありまして、PFI法が目指しておるのは、今までなら官のものは官でしかやれない、本来税金でしかやれないところを、その分野でもなお民間の資金とか技術とか情報とか能力とか、そういうものを活用して、そしてそういう官の問題、公共施設、公共事業についてもできないかという問題でございます。そういう意味ではVFM、バリュー・フォー・マネーというような意味で、同じ資金を使うにしても、やつぱり民間の資金を、ないしはエネルギーを活用することによつてさらに効果、国民に対する便益がもたらされるのではないかと、そういうところを目指しておるところであります。ただいま先生がおっしゃつたようなまさに地域の経済発展等にも結びつけて、できるだけそれを使いやすくするということが大事なことではないか、こういうふうと思つております。

○田名部匡省君 低廉かつ良質な公共サービスの提供だということ、これをスタートするのは私は結構だと思ふます。ただ、やり方が間違つていくと、もう偏つたところだけが何か全部組んじゃつてやつたら、だれも入れないような仕組みだけはやつぱり排除して、地元でも今仕事がなくしてみんな困つていて、そういう人たちが知恵を出してやる仕組みもできるようなことをやつぱり考えてやらなくと、大きいところだけがいろいろ組んで全部日本国じゅうやるということにならぬようにだけ配慮してやつてください。

以上、終わります。

○委員長(北澤俊美君) 他に御発言もないようです。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○大沢辰美君 私は、日本共産党を代表して、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案、いわゆるPFI法改正案に対する反対の討論を行います。

PFIとは、国や地方自治体の財政破綻が深刻になるもとも、民間の資金を使って引き続き浪費とむだの公共事業を推進することが可能となる手法です。また、民間の資金の導入のために収益事業を推進するなど、公共施設の性格をゆがめ、破綻の際には民間に十分なリスクを分担をしていない、入札段階から大手ゼネコン、商社が独占し、中小企業に仕事が回らないなど、さまざまな問題点が本委員会でも今指摘されました。今回の改正は、これらの問題点を改善するどころか、一層推進するものであり、容認できません。

以下、本改正案の反対理由を述べます。

第一に、本改正案は、対象事業を国会や裁判所、会計検査院まで広げています。本来、国の施設は国自身の責任において整備、運営するのが当然であり、高度な公共性を持つ国会や裁判所にまで安易に拡大することには反対です。

第二に、本改正案は、PFI事業とそれ以外の民間収益事業の施設の合築を行う場合、PFI事業者に対し行政財産の貸し付けができるようになるなどあります。これは、行政目的に支障を生じるおそれを否定できないばかりか、営利企業の採算性を安定的に確保してやることになりま

このように、本改正案は、企業に対してうまみを国と自治体が提供して、大規模公共事業をさらに推進しようというものであり、容認できません。

以上、議員の皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長(北澤俊美君) 他に御意見もないようです。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べます。

これより採決に入ります。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(北澤俊美君) 多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(北澤俊美君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十四時四十三分散会

十一月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、長良川河口堰に対する環境アセスメントの実施等に関する請願(第七五九号)(第九五一号)

第七五九号 平成十三年十一月二十日受理
長良川河口堰に対する環境アセスメントの実施等

に関する請願

請願者 岐阜市織田町一ノ七ノ一 竹中秀

男外九十九名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四八八号と同じである。

第九五一号 平成十三年十一月二十二日受理

長良川河口堰に対する環境アセスメントの実施等
に関する請願

請願者 愛知県春日井市石尾台六ノ七ノ一

池戸格二外百九名

紹介議員 大橋 巨泉君

この請願の趣旨は、第四八八号と同じである。

十二月三日日本委員会に左の案件が付託された。

一、長良川河口堰に対する環境アセスメントの
実施等に関する請願(第九九九号)(第一〇〇
〇号)

第九九九号 平成十三年十一月二十六日受理

長良川河口堰に対する環境アセスメントの実施等
に関する請願

請願者 岐阜市小西郷三ノ六九 山田直美

外二百九十九名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第四八八号と同じである。

第一〇〇〇号 平成十三年十一月二十六日受理

長良川河口堰に対する環境アセスメントの実施等
に関する請願

請願者 岐阜市御望九五六ノ一六 浦田尚

外九十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第四八八号と同じである。

平成十三年十二月七日印刷

平成十三年十二月十日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

0